

半田市 再犯防止 推進計画

令和6年3月 半田市



誰もが安心、安全に暮らせる「明るい社会」の
実現に向けて

はじめに

市民が安心・安全に暮らせる社会の実現には、犯罪が起これにくいまちづくりを進め、犯罪の発生を予防することが必要です。

我が国における刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少してきましたが、一方で再犯率はほぼ横這いで推移しており、その割合は、約5割となっています。

国はこのような状況を踏まえ、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、その中には、再犯防止における地方公共団体の責務が明示されました。

罪を犯した人の多くは、経済的な問題以外にも様々な問題を抱えており、それらの人が再び犯罪に走らないようにするには、それらの人に寄り添い、「誰一人取り残さない明るい社会」を築いていくことが必要であると考えています。

今から120年以上前の明治中期から約30年間、市内鴉根町地内には、出獄者、孤児、障がい者、傷病者など、約15,000人もの社会的弱者の救済に取り組んだ「榊原弱者救済所」がありました。国の推進する更生保護の原点とも言うべき取り組みが、一世紀以上も前に我が半田市で行われた事実は誇るべき歴史です。

半田市再犯防止推進計画では、先人が行ってきた社会的弱者救済の精神を失うことなく、更生保護団体や福祉関係者、そして地域の皆様からの協力をいただきながら実施し、本市が「誰一人取り残さない」誰もが安心・安全に暮らせるまちとなるよう取り組んでまいります。



令和6年3月 半田市長 久世 孝宏

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 計画の対象者	1

第2章 県内・市内の犯罪情勢等について

1 刑法犯認知件数（犯罪発生件数）の推移	2
2 愛知県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率の推移	2

第3章 目指す姿と基本方針・重点課題

1 目指す姿	4
2 基本方針	4
3 重点課題	5

第4章 再犯防止のための具体的取り組み

重点課題1 就労・住居の支援	6
重点課題2 保健医療・福祉サービスの利用促進	8
重点課題3 子どもたちの非行防止・修学支援	10
重点課題4 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	12
重点課題5 関係機関等との連携	13

第5章 計画の推進体制

用語集	14
巻末資料	16

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

国内の刑法犯認知件数、検挙者数は、これまで共に大きく減少してきましたが、一方で刑法犯検挙者における再犯者数の割合は、ほぼ横這いで推移している状況となっています。検挙者の約5割が再犯者であり、近年、誰もが安心して暮らせるまちを築いていく上で再犯防止は、極めて重要な地域課題となっています。

国は、このような状況から地方公共団体や民間協力者との緊密な連携の下、再犯防止対策を推進していくことが必要であるとし、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」を制定、翌29年には「再犯防止推進計画」を策定しました。また、令和3年には愛知県も同法第8条第1項が定める「地方再犯防止推進計画」として「愛知県再犯防止推進計画」を策定しています。

半田市においても愛知県同様、地方公共団体の責務を果たすため「半田市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪から立ち直ろうとする人を支援するための仕組みづくりに取り組み、市民の理解の下、これらの人を社会の構成員として受け入れる「誰一人取り残さない社会」を築いていくことで、誰もが安心して暮らせる「明るい社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項が定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画期間

計画期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。

なお、本計画は、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象者

計画の対象となる「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条第1項で定める者で、犯罪をした者または非行少年(非行のある少年をいう)もしくは非行少年であった者を指します。

第2章 県内・市内の犯罪情勢等について

愛知県、半田市においても、刑法犯の認知件数は、国と同様、減少してきましたが、刑法犯検挙者における再犯者の割合は、依然5割弱で推移しています。

1 刑法犯認知件数（犯罪発生件数）の推移

	愛知県の認知件数(総数)	うち半田警察署管内の認知件数	半田警察署管内の割合(%)
平成28年	70,254	823	1.17
平成29年	65,511	748	1.14
平成30年	55,080	689	1.25
令和元年	49,956	646	1.29
令和2年	39,897	472	1.18
令和3年	37,832	428	1.13
令和4年	41,248	462	1.12

(愛知県警察本部：犯罪統計月報より)

2 愛知県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率の推移

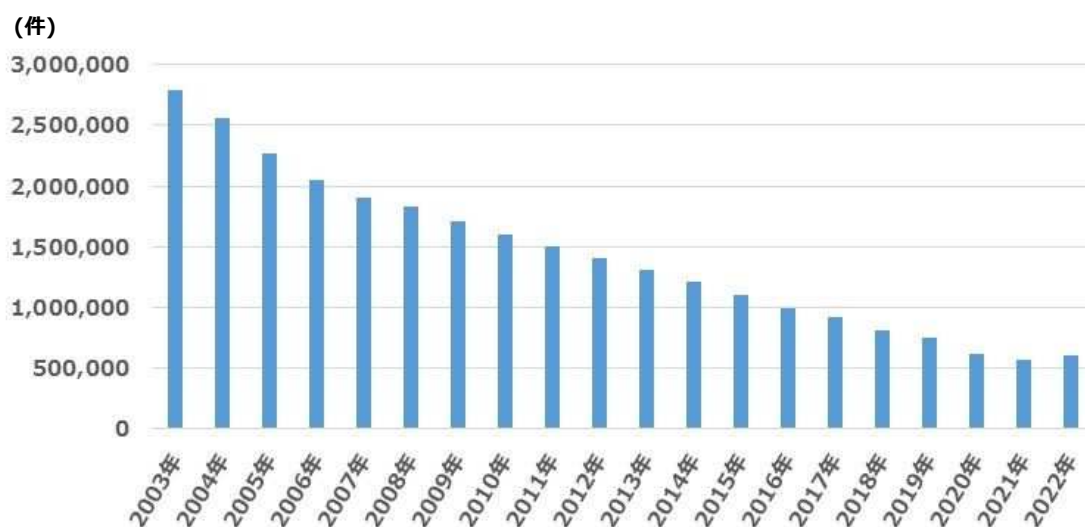
	刑法犯検挙者数(人)		
		再犯者数(人)	再犯者率(%)
平成28年	14,505	6,857	47.3
平成29年	14,002	6,739	48.1
平成30年	13,622	6,415	47.1
令和元年	13,235	6,271	47.4
令和2年	12,263	5,815	47.4
令和3年	12,218	5,637	46.1
令和4年	11,396	5,300	46.5

(法務省：再犯防止に関する統計データ(都道府県別)より)

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

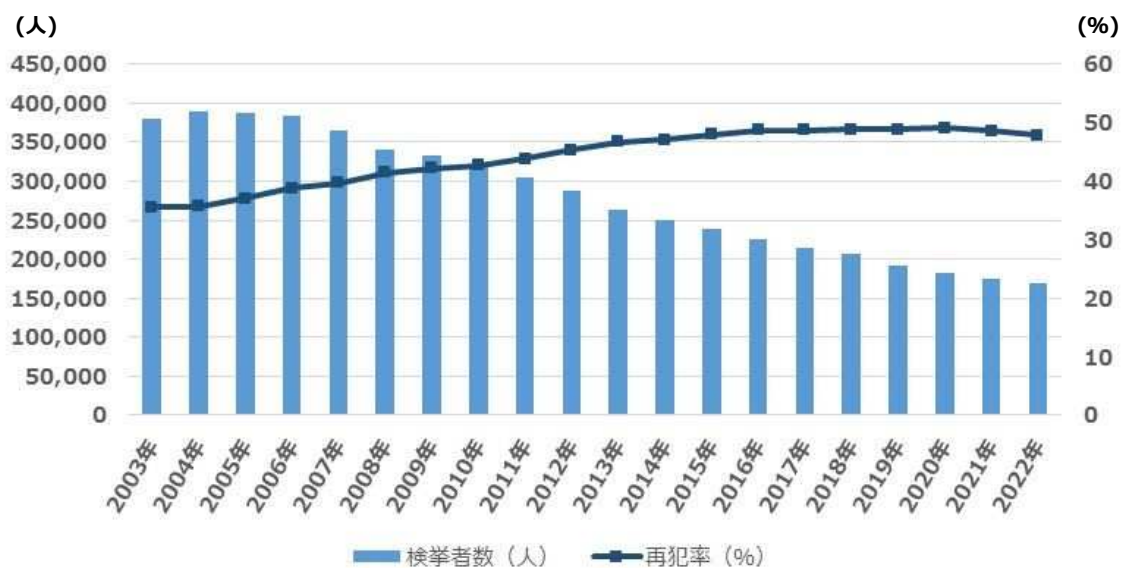
※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

参考① 刑法犯認知件数（国）



（警察庁：令和4年の刑法犯に関する統計資料より）

参考② 刑法犯検挙者数、再犯率の推移（国）



（法務省：再犯防止に関する統計データ（都道府県別）より）

第3章 目指す姿と基本方針・重点課題

1 目指す姿

誰一人取り残さず、立ち直りを支援するまち

❖ 再犯防止とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」のことであり、2030年までの世界共通の目標です。

世界の国々が解決すべき課題に対する17の目標と169のターゲットから構成されています。

半田市でも地元団体や学生と連携しながら、環境や福祉など各分野でSDGsを推進しています。本計画においても、「誰一人取り残さない」安心・安全に暮らせるまちづくりのため、各ゴールの視点を取り入れ、事業を推進します。



❖ 半田市再犯防止推進計画に関連する目標



2 基本方針

再犯防止推進法及び、国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、以下の4つを半田市再犯防止推進計画の基本方針とします。

1. 関係機関との連携強化による切れ目のない支援の実施
2. 安定した生活を送るための支援制度の活用促進
3. 市民から活動の理解が得られる広報・啓発活動の推進
4. 保護司などの民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援の実施

3 重点課題

基本方針に基づき、安心・安全な社会の実現に向けて、再犯防止のために取り組むべき重点課題は以下のとおりです。

① 就労・住居の支援

刑務所再入所者のうち、再犯時に仕事が無かった者の割合は 7 割を超えており、仕事のあった者と比べて、再犯率は約 3 倍となっています。不安定な就労が再犯の大きな要因となっている状況から、安定した仕事の確保と定着に向けた支援は必要不可欠です。

また、満期出所者のうちの約 4 割は、住居が確保できないまま出所しています。その半数以上が、ホームレスやネットカフェなど不安定な住環境の下で生活を送り、その結果、多くの人々が再犯に至っています。再犯に結び付く住環境への不安を払拭するため、住居を確保できるよう支援することが必要です。

② 保健医療・福祉サービスの利用促進

罪を犯した者の中で、2 年以内に再犯で検挙される割合は高齢者（65 歳以上）が他の世代に比べて高くなっており、生活上の不安を抱える高齢者の中には、介護サービスの利用が不安解消に繋がる場合があります。また、出所者の中には障がいや薬物・アルコール等への依存症を有する者など、出所後、直ぐに医療や福祉的な支援が必要となる場合があります。必要な情報を提供し、適切にサービスを利用できるようにすることが必要です。

③ 子どもたちの非行防止・修学支援

日本全国で高校進学率が 98.8%であるのに対し、入所受刑者の高校進学率は 66.2%にとどまり、さらに高校進学者の 23.8%は中途退学しています。子どもたちの非行を防止するため、進学と修学に関して家庭・地域・学校が連携し、継続して教育を受けられる環境づくりが必要です。

④ 民間協力者の活動促進と市民への広報・啓発活動の推進

市民の再犯防止への理解が深まるよう、保護司や協力雇用主等、民間協力者の活動がより活発に行えるように支援することが必要です。また、これらの団体が行う広報・啓発活動に協力し、広く市民に認知されるよう努めていくことが必要です。

⑤ 関係機関等との連携

再犯防止施策を効果的に展開していくため、名古屋保護観察所等の国の機関や、半田市社会福祉協議会など、関係機関との連携強化を図るとともに、民間ボランティア団体との連携が広がるよう努めていくことが必要です。

第4章 再犯防止のための具体的取り組み

再犯防止につながる半田市での取り組みを、重点課題ごとに分類しています。

重点課題1 就労・住居の支援

就労の支援

ハローワーク等と連携した就労支援（担当：生活援護課）

ひとりで求職活動をする自信や経験がない人の相談を受け付け、就労支援員が求職を支援します。また、希望があれば、半田市公共職業安定所（ハローワーク）の生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、ハローワーク相談員とマンツーマンで求職支援を行います。

地域の企業と連携した就労支援（担当：産業課）

半田商工会議所等による地元企業への就職のための合同説明会等、就労に関する情報を提供します。

また、若年者から相談がある場合には、ちた地域若者サポートステーションを案内し、就職相談やジョブトレーニングによる就労再開を支援します。

高齢者能力活用推進事業による支援（担当：高齢介護課）

自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大を図ることを目的とした、公益社団法人半田市シルバー人材センターの運営について補助を行っており、就労を希望する高齢者から相談を受け付けた場合は、同センターの受付窓口案内します。

生活保護扶助事業による支援（担当：生活援護課）

病気や失職等のさまざまな理由で生活困窮状態となった人に対し、生活の安定を目的に生活保護費を支給し、自立に向けた支援を行います。また、求職活動が必要な人に対しては、ケースワーカーが相談を受け付け、支援を行います。

生活困窮者自立支援事業による支援（担当：生活援護課）

自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所や就労準備支援機関等と連携し、就職及び就労への定着を図ります。

障がいのある人の就労（担当：地域福祉課）

障がいのある人の就労相談を受け付け、半田市障がい者相談支援センターと連携しながら、就業や生活面での支援を行います。また、就労が継続・定着するよう、能力等向上のための訓練を行いながら、状況に応じた指導及び助言等の支援を行います。

協力雇用主の新規開拓（担当：生活援護課、総務課）

協力雇用主会の活動や取り組み等について周知を図るとともに、協力雇用主会への登録の有無を工事の競争入札における総合評価落札方式の評価点に追加する等、協力雇用主の登録者が増加するよう努めます。

住居の支援

市営住宅での受け入れ等（担当：建築課）

住居を必要とする人に対し、半田市営住宅の募集状況等の情報はんだ市報や市ホームページを活用し、提供します。

生活困窮者住居確保給付金の活用（担当：生活援護課）

離職等により家賃の支払いが困難な人に対し、給付金を支給し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

住宅確保が難しい人に対する居住支援（担当：生活援護課）

年齢、障がい、国籍、保証人や緊急連絡先が確保できない等の理由で、単独での住宅確保が難しい人に対し、専門知識を持った居住支援法人与連携し、住居が確保できるよう支援します。

また、ホームレスの人に対しては必要に応じ、一定期間、食事や住居等の日常生活に必要な支援を、一時生活支援事業により提供します。

生活保護扶助事業による支援（担当：生活援護課）

病気や失職等のさまざまな理由で生活困窮状態となった人に対し、生活安定を目的に住宅扶助費を支給し、家賃の支払いを支援します。

重点課題 2 保健医療・福祉サービスの利用促進

相談受付・悩みの解決

各種相談窓口の充実（担当：生活援護課、地域福祉課）

介護、福祉、保健、医療等の必要なサービスについて、市民が地域において、総合的に相談できる体制の充実を図ります。出所者からの相談を始め、「どこに相談していいかわからない」場合など、生活援護課（くらし相談室）や半田市社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー）が相談を受け付け、適切な窓口ご案内します。

また、市内福祉事業所の協力を得て、“ふくし相談窓口”を身近な相談窓口として設置し、本人や地域住民が気軽に相談できる体制を整備します。

成年後見制度等の利用促進（担当：地域福祉課、高齢介護課）

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人の財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、成年後見制度の活用に至らない場合は、金銭管理や貴重品の預かりなど、相談者の状況に応じた支援を行います。

ひきこもり相談の受付（担当：生活援護課）

「くらし相談室～あんしん半田～」において、相談支援員がひきこもりに関する相談を受け付け、相談内容ごとに支援方法を検討します。また、必要に応じて関係機関での支援を案内します。

健康に関する相談の受付（担当：健康課）

心身の健康に関する相談を受け付け、保健師、栄養士、歯科衛生士等が個別の相談に応じた支援を行います。

高齢者相談の受付（担当：高齢介護課）

高齢者に関する総合相談窓口として半田市包括支援センターを設置し、高齢者やその家族が、状況に応じたサービスを受けられるよう、関係機関と連携して支援を行います。

介護保険サービスの利用を希望する人には、担当窓口で申請を受け付け、調査・審査を行った後、介護度に応じたサービスを利用できるよう、関係機関へと案内します。

障がいのある人の相談受付（担当：地域福祉課）

半田市障がい者相談支援センターにおける支援を中心として、障がいのある人やその家族からの相談を受け付け、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止等、健全な日常生活に必要な援助を行います。

市税等の納税相談（担当：収納課）

市税等の滞納がある人で、一括納付ができない場合には、納税相談を受け付けます。収入状況等の聞き取りを行う中で、必要性が感じられる場合には、関係機関での支援を案内します。

債務整理の支援（担当：生活援護課）

多重債務等を原因とする生活困窮に関する悩みを抱える人の相談を受け付け、必要に応じて、愛知県生活困窮者法律相談事業における地区担当弁護士と連携し、法律的な解決を図ります。

無料法律相談（担当：市民協働課）

法律に関するトラブルについて、解決の糸口をつかむ一助となるよう弁護士による無料法律相談を行います。

サービスの提供

高齢者福祉事業によるサービスの提供（担当：高齢介護課）

高齢者が地域で安心して生活できるよう、金銭的な費用負担だけでなく、地域からの見守りや、生きがいの創出が行われるよう、さまざまなサービスを提供します。

障がい福祉サービスの提供（担当：地域福祉課）

障がいのある人が安心して暮らせるように、「介護給付」「訓練給付」「地域相談支援給付」に分類される、各種サービスを提供します。

重点課題3 子どもたちの非行防止・修学支援

子育ての支援

子育て相談の受付（担当：子育て相談課、子ども育成課）

子育て中の保護者の悩みを解決するため、専門知識を持った相談員が面接相談や電話相談を受け付けます。

児童虐待の防止（担当：子育て相談課）

知多児童・障害者相談センターを始めとする、関係機関との定例会議等を通して情報共有を行い、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

学びの支援・居場所の確保

児童・生徒の立ち直り支援（担当：学校教育課）

立ち直り支援が必要な児童・生徒に対しては、教職員とともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門職、こころの教室相談員が連携し、立ち直りを支援します。

小中学校に保護観察の対象者がいる場合には、半田保護区保護司会と連携し、支援します。

適応指導教室（マーキュールーム、ビーナスルーム）の開設（担当：学校教育課）

心理的・情緒的要因により登校できない状態にある児童生徒を対象に、学校への復帰を支援するための教室を開設・運営します。

放課後児童クラブ（担当：子ども育成課）

放課後児童クラブとは、「放課後児童健全育成事業」を実施する施設であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。

放課後子ども教室（担当：子ども育成課）

市内小学校の1・2年生を対象に、放課後の安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を確保するため、放課後子ども教室を開設し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

児童センター・児童館（担当：子ども育成課）

18歳未満の子どもを対象に、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的に、市内7ヶ所に設置しています。また、地域とのつながりが希薄化するなか、児童と高齢者を始めとした地域住民との交流が図られており、情操教育の場としても機能しています。

子ども食堂開設情報の広報（担当：子ども育成課）

子ども食堂は、地域住民等がボランティアで運営し、子どもや地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事を提供する食堂です。

市内で開設される子ども食堂の情報を市ホームページ等で告知し、子どもたちが利用しやすいよう広報を行います。

健全育成の支援

少年指導員による市内巡回（担当：生涯学習課）

警察OBである少年指導員が、市内の公園、学校周辺の遊技場、商業施設や青少年のたまり場等における問題行動の早期発見、声掛けによる指導を実施し、青少年の健全育成と不法行為等による被害防止に努めます。

重点課題 4 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”による啓発活動の推進（担当：生活援護課、学校教育課）

毎年、半田市推進委員会を開催し、“社会を明るくする運動”の強化月間となる7月には、関係団体と連携し、市民に対する啓発活動を行います。

また、半田保護区保護司会と連携し、市内小・中学生を対象に“社会を明るくする運動”作文コンテスト等を実施し、道徳の授業等と連動した児童・生徒への啓発活動にも取り組みます。

保護司会、更生保護女性会等の活動の周知（担当：生活援護課）

半田保護区保護司会や半田市更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動を、はんだ市報や市ホームページなどで市民に広く周知し、更生保護の理解促進に努めます。

行政や専門機関等による相談事業等の周知(担当：生活援護課、地域福祉課)

行政や専門機関等による相談事業等の周知を図ります。また、生活に困っていること等を身近で気軽に相談できるよう、地域で福祉活動に関わっている民生委員・児童委員や各種相談に対応する関係機関の周知に努めます。

コラム

「半田市中学生 生徒会サミット」

半田市中学生生徒会サミットは、市内5中学校の生徒会役員が集まり、学校生活を充実させるための情報交換や、テーマに沿った話し合いをするために、毎年開催されています。令和5年度第1回の生徒会サミットでは、よりよい半田市を作るための取り組みとして、再犯防止をテーマに各々の学校から案を持ち寄り、意見交換を行いました。

普段の生活にはなじみのない内容でしたが、会の終了後には「再犯防止について理解が深まった。学校でもみんなで話し合いたいと思った」など、ポジティブな感想を聞くことができ、再犯防止の大切さを理解してもらうことができました。



重点課題 5 関係機関等との連携

保護司会との連携強化（担当：生活援護課）

半田保護区保護司会を始めとする更生保護団体の事務局を生活援護課が担うとともに、平成30年からは保護司を始めとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点となる半田更生保護サポートセンターを半田市役所内に設置しています。

福祉関係機関等との連携強化（担当：生活援護課、地域福祉課、高齢介護課）

罪を犯した者等が保健医療・福祉サービスを必要とする場合は、名古屋保護観察所等の国機関を始め、市内の福祉関係機関（半田市障がい者相談支援センター、半田市包括支援センター等）や医療機関と連携し、適切な支援を行います。

学校との連携強化（担当：学校教育課、子育て相談課、生活援護課）

保護観察対象者が市内小中学校に在籍している場合、学校と保護司会、名古屋保護観察所等が連携し支援を行えるよう、その協力体制の構築に協力します。

第5章 計画の推進体制

更生保護団体を始めとした関係団体と関係課による「半田市再犯防止推進会議」を年1回開催し、再犯防止への取り組みについての振り返りと、社会情勢の変化等による計画の見直し等を検討します。

また、計画見直しを要する取り組みについては、半田市ふくしまるごと会議の議題として、各分野の専門家を交えて検討します。

用語集

か行 **協力雇用主**

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主の方々です。

居住支援法人（住宅確保要配慮者居住支援法人）

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

くらし相談室～あんしん半田～

半田市生活援護課に設置された福祉の総合相談窓口です。各種制度やサービスと要支援者を繋ぐコーディネーターとして、様々な悩みに寄り添った相談支援を実施しています。

刑法犯

原則として、殺人や強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を意味します。

更生保護（更生保護団体）

犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

さ行 **再犯防止推進法**

平成28年12月14日に施行された、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律です。

社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

生活困窮者住居確保給付金

主たる生計維持者が離職・廃業等によって大幅な減収となった際、一定の要件を満たしている人に対し、市区町村ごとに定める額を上限に家賃額を原則 3 か月間支給する事業です。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない人の財産を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」や「保佐人」等が、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行います。

た行 ちた地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15 歳から 49 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントによる就職相談や、コミュニケーショントレーニング、職業体験など、就職に向けた様々な支援を行う機関です。

は行 半田市ふくしまるごと会議

半田市役所にて開催される、市内 20 以上の関係機関が集まって、福祉に関する情報共有や、ケース検討を行うための会議です。

非行少年

少年法第 3 条に規定されている少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年）のことを指します。

ふくし相談窓口

福祉に関する悩み事をより身近な場所で相談できるよう、市内の高齢者・障がい者事業所、児童施設等に設置した相談窓口です。

保護司（保護司会）

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。都道府県ごとにいくつかの地区（保護区）に分かれて活動しており、法務大臣が定めた地区ごとの団体として保護司会があります。

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

半田市再犯防止推進計画

発行 令和6年3月

半田市福祉部生活援護課

〒475-8666 半田市東洋町2-1

電話 0569-84-0655

F A X 0569-25-3254

E-mail seikatsuengo@city.handa.lg.jp